

使用料・手数料の見直しについて

使用料・手数料の見直しについては、令和元年12月13日の総務常任委員会の附帯決議を受け、3年に一度の悉皆調査による受益者負担の適正化の方針を明らかにするため、「原価への減価償却費の算入」、「施設の性質別の受益者負担割合の設定」及び「想定稼働率の設定」を柱とした「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を令和4年4月に策定し、令和5年4月1日の改正に向けて取組を進めてきました。

しかし、令和4年2月の国際情勢の不安定化等に起因する原油価格・物価高騰により、市民生活が大きな影響を受ける状況となったことから、使用料・手数料の定期的な見直しの重要性を十分に踏まえることを基本としつつも、改正の実施の可否については慎重な判断を要するため、令和4年9月1日の総務常任委員会所管事務調査においても、改正案の概要の報告と合わせて改正の実施の可否については検討するとしていたところでした。

その後、社会経済情勢を踏まえて検討を重ねましたが、今後の物価高騰の動向とその主要因である国際情勢について、令和5年までの改善を見通すことは困難と判断せざるをえないこと及び今後更に国や地方公共団体が物価高騰対策を積極的に講じようとしていることから、これらの状況において、市民生活に対する最大限の配慮が必要と判断し、基本方針に基づく令和5年4月1日の改正は見送ることとします。

なお、今後の使用料・手数料の見直しについては、物価高騰の動向や社会経済情勢などを踏まえ、総合的に判断します。

以 上